



令和2年度

神奈川県ニホンザル管理事業実施計画

令和2年5月

(令和2年9月修正)

目 次

ページ

I 第4次計画における基本事項

| | | |
|---|----------|---|
| 1 | 基本的な考え方 | 1 |
| 2 | 計画の目標 | 1 |
| 3 | 管理の考え方 | 1 |
| 4 | 管理事業の進め方 | 2 |

II 令和元年（2019年）度の事業実施状況

| | | |
|---|--------|----|
| 1 | 群れの管理 | 4 |
| 2 | 被害防除対策 | 6 |
| 3 | 生息環境整備 | 8 |
| 4 | モニタリング | 9 |
| 5 | その他 | 14 |

III 令和2年度の事業実施計画

| | | |
|---|--------|----|
| 1 | 群れの管理 | 15 |
| 2 | 被害防除対策 | 23 |
| 3 | 生息環境整備 | 24 |
| 4 | モニタリング | 24 |
| 5 | その他 | 25 |

IV 別冊 群れごとの実施計画

V 別冊 参考資料

I 第4次計画における基本事項

(第4次神奈川県ニホンザル管理計画：計画期間：平成29年4月1日～令和4年3月31日)

1 基本的な考え方

第3次計画に基づく取組みにより、地域個体群の維持や個体数の増加を防止するなどの取組みの成果があった一方、追い上げ先を設定した計画的な群れの追い上げや、群れの出没状況等に応じた個体数調整が行われず、農作物被害や生活被害等の軽減・根絶には至らなかった。

そこで、第4次計画では「各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理する」という考え方を新たに取り入れ、群れごとに計画的な追い上げや個体数調整を行うとともに、あわせて被害防除対策や生息環境整備を進めることにより、地域個体群の安定的な維持を図りつつ、サルと人との棲み分けを図る。

2 計画の目標

各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理するという考え方を新たに取り入れるとともに、第3次計画における「農作物被害の軽減」及び「生活被害・人身被害の根絶」の目標を引き継ぎ、次の3点を目標とする。

- 適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理
- 農作物被害の軽減
- 生活被害・人身被害の根絶

3 管理の考え方

鳥獣と人との棲み分けを図り、軋轢を解消して共存していく鳥獣被害対策の考え方沿って、次のようにサルの管理を行う。

サルは群れ単位で行動する特性があることを踏まえ、群れごとに管理する必要がある。そこで、地域個体群を管理するために、各地域個体群について、全体の状況を考慮しながら各群れを適正な生息域に適正な規模で生息するよう管理する。そのための群れごとの追い上げ目標エリア、目標頭数、個体数調整の方法等について、群れが生息する市町村を中心に地域の関係者や県等を交えて協議した上で、年度ごとに作成する「神奈川県ニホンザル管理事業実施計画」（以下「事業実施計画」という。）で定める。事業実施計画に沿って、地域の関係者、市町村、県等が連携・協力して各群れの対策を実施する。

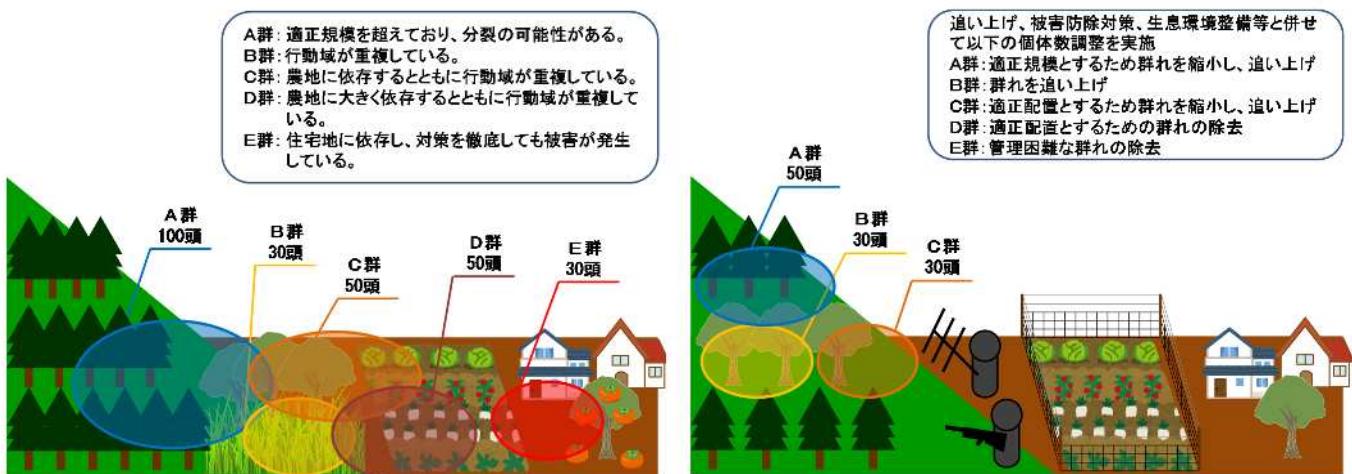
事業実施計画で目標頭数を定める際には、地域個体群の絶滅の危険性を考慮し、地域個体群の維持を図ることを基本とするとともに、群れの分裂及び分派を回避するため、これまでの県内における群れの分裂等の状況を踏まえ、群れの適正な規模として30頭から60頭を目安とする。

群れ管理の効果を十分に発揮させ、効果の持続を図るために集落環境整備や防護柵設置などを組み合わせた地域ぐるみの被害防除対策を徹底するとともに、森林整備を通じて生息環境整備を進める。

サルの生息状況や被害状況、対策の実施状況等を把握することにより、群れの状況や被害防除対策の効果等を把握し、次年度の事業実施計画に反映するとともに、必要に応じて計画及び事業を見直す。

<現 状>

<目 標>



4 管理事業の進め方

(1) 管理事業を組み合わせて実施

管理事業は、群れを適正な生息域に適正な規模で配置することを基本に、生息状況、被害状況、地域特性などに応じて、追い上げ及び個体数調整による群れ管理、被害防除対策、生息環境整備を効果的に組み合わせて行う。

特に、群れ管理のための追い上げ、被害防除対策のための集落環境整備や追い払い等については、地域が一体となって対策を進める。

(2) 事業実施計画の策定

県は、管理事業を円滑に推進するため、毎年度事業実施計画を次の手順により定める。

市町村は、各地域県政総合センターと協力して、群れ管理を含めた市町村における事業実施計画原案及び事業実施計画図案を作成する。

各地域鳥獣対策協議会は、作成された各市町村の事業実施計画原案等に基づいて、市町村や農業者団体を通じて住民の意見を取り入れながら、地域の事業実施計画案を作成する。

県は、さらにそれを取りまとめ、神奈川県鳥獣総合対策協議会での検討と協議を経て、県全体の事業実施計画を策定する。

県は、市町村と連携して生息状況、被害状況及び対策状況のモニタリングを行い、その結果を市町村等の関係機関と共有するとともに、モニタリング結果等に基づいて管理事業の効果を評価し、次年度の事業実施計画に反映する。

(3) 実施体制

ア 県の取組み

県は、地域鳥獣対策協議会を通じて地域における群れ管理を含む事業実施計画案の作成を調整するとともに、市町村と連携して事業実施計画の進行管理及び生息状況、被害状況、対策状況のモニタリング等を行い、それに基づき管理事業の効果検証等を行う。

管理事業を効果的に進めるため、各地域県政総合センターに設置した地域鳥獣対策協議会を通じて広域的な連携・調整を図る。

また、地域ぐるみの対策を継続的・計画的に推進できるよう、専門職員をかながわ鳥獣被害対策支援センター（以下「支援センター」という。）に配置し、広域的・専門的な観点から、

市町村や農業者団体、農業者等に対して、被害防除対策に関する最新の知見や対策手法に関する情報提供、地域の実情に応じた対策の提案、技術的支援等を行うとともに、環境部門と農政部門が連携して地域ぐるみの取組みを支援する。

また、地域による対策が非常に困難な場合は、県は、市町村と連携して地域の実態を踏まえて対策を強化する。

イ 市町村の取組み

市町村は、追い上げ・個体数調整による群れ管理、被害防除対策、生息環境整備等を組み合わせて、市町村における事業実施計画原案及び事業実施計画図案を作成し、神奈川県鳥獣総合対策協議会での協議を経て策定された事業実施計画に基づいて管理事業を推進する。

また、県と連携してサルの出没や地域の被害状況、対策状況を把握し、県に報告するとともに、把握した情報を地域における追い上げ・個体数調整、被害防除対策等に活用する。

さらに、地域全体の被害を軽減するため、必要に応じて県と協力しながら、住民や農業者に対して効果的な対策に関する情報提供や技術指導を行い、地域ぐるみの対策を支援する。

ウ 地域ぐるみの取組み

追い上げや被害防除対策の実施に当たっては、地域の関係者が地域のサルに関する問題や目標を共有し、その地域の被害実態やサルの群れの特性に合った対策を地域が主体となって実施することが効果的である。そのため、地域の住民や農業者、市町村、農業者団体、狩猟者団体などが連携・協力し、地域ぐるみで継続的に対策に取り組む。

市町村、県及び農業者団体等は、地域ぐるみの取組みを実施するに当たって、地域に対策技術や知識が蓄積し、取組みが自立的に行われるよう、住民等を中心に群れ管理のための追い上げや集落環境整備などの被害防除対策を実施する体制作りを支援する。

エ 関係都県との連携

一部の地域個体群及び地域個体群を構成する群れは、行動域が行政界にまたがることから、県及び市町村は、関係都県及び隣接する市町村と、生息状況、被害状況、捕獲状況及び被害防除対策の実施状況などについて情報交換を行うとともに、管理事業の効果的な実施に向けて連携を図る。

オ 神奈川県鳥獣総合対策協議会

学識経験者や関係団体等で構成する神奈川県鳥獣総合対策協議会において、事業実施計画の内容について合意形成を図るとともに、必要な検討、助言及び評価を行う。

事業実施計画の検討、評価等に当たって、神奈川県鳥獣総合対策協議会サル対策専門部会は、モニタリング等の結果をもとに生息状況や管理事業の検討、評価等を行う。

また、ニホンザル管理検討委員会は、事業実施状況及びモニタリングのデータをもとに科学的な検討を行う。

II 令和元年（2019年）度の事業実施状況

第4次神奈川県ニホンザル管理計画（平成29年3月策定）及び、令和元年度神奈川県ニホンザル管理事業実施計画（令和元年5月策定）に基づき、令和元年度の事業を次のとおり実施した。

1 群れの管理

（1）群れ管理の計画に基づく取組み実施

地域個体群を安定的に維持しつつ、群れを適正な生息域と規模で管理するため、群れごとに個体数調整、追い上げの取組みを実施した。県では被害状況や対策の実施状況を可視化するため、G I Sの普及に取り組み、市町村によるG I Sを活用した可視化が進んだ。また、令和元年度は第4次計画の中間年にあたることから、これまでの取組みの検証と今後の課題等について説明を行う県民説明会を県内3カ所で実施した。

ア 西湘地域個体群

- ・ 人の生活圏への出没頻度の低下及び生活被害と人身被害の未然防止を図るため、追い上げ、個体数調整、被害防除対策を総合的に推進した。
- ・ 地域個体群の維持を図りつつ、群れ管理の一環として、群れの規模の維持又は縮小を図る個体数調整を実施した。
- ・ 小田原市片浦地区の住民間において、S N S（L I N E）を活用したサルの出没情報のリアルタイム共有を行った。
- ・ 静岡県、熱海市及び湯河原町と連絡会議を開催し、群れの状況や対策の実施状況等について情報交換等を行った。
- ・ 小田原市では、ターンパイクに設置した広域電気柵の維持のため、電源の移設を行った。
- ・ 小田原市片浦地区の農業者やJ A、市、町、県の担当者らと、H群検討会を開催し、H群対策についての課題共有と、今後の方針について検討した。
- ・ 支援センターは湯河原町において、追い払い情報入力の省力化に寄与する技術の試行（タブレット端末における追い払い情報入力ソフトの試行）を行った。

イ 丹沢地域個体群

- ・ 群れの行動域の重複を解消し、追い上げなどの管理事業を効果的に進めるために、目標頭数、目標年度を群れ別に定め個体数調整を実施した。
- ・ 行動域が行政界をまたがる群れについては、追い上げ方向等を予め調整するなど、隣接市町村で連携して追い上げに取り組んだ。厚木市と伊勢原市では、日向群について、両市の追い払いが円滑に進むよう、追い払いの方向などを両市で調整した。
- ・ 厚木市では、群れを除去した地域に隣接群が定着しないよう、専門業者による追い払い指導を受け、群れの定着を防止した。
- ・ 農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採など誘引要因の除去に取り組んだ。

ウ 南秋川地域個体群

- ・ 追い上げ及び追い払いを効果的に進めるための個体数調整を実施した。
- ・ 農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採など誘引要因の除去に取り組んだ。
- ・ 相模原市緑区吉野、澤井、佐野川地区の自治会が中心となり、鳥獣対策連絡協議会を設立

し、市や県も交え、対策について協議を行った。また、市はＩＣＴの大型捕獲わなの導入等、対策を強化した。

- ・隣接都県との行政界をまたがった群れの管理について、東京都、山梨県及び関係市町村と連絡会議を開催し、近隣の群れの状況や対策の実施状況についての情報交換等を行った。

(2) 個体数調整

令和元年度は、適正規模とするための群れの縮小・維持、適正配置とするための群れの縮小・除去、管理困難な群れの除去を目的として、次のとおり個体数調整を実施した。

表1 個体数調整の実施結果

| 目的 | 地域 個体群 | 群れ・集団名 | R 1 計画数 | 捕獲数等 (注1) | 放獣数 (外数) |
|--------------------|-----------------|--------------|------------|--------------|-------------|
| 適正規模とするための群れの縮小・維持 | 西湘 | T 1 | 2 | 2 | 6 |
| | 丹沢 | 川弟分裂群 | 20 | 5 | |
| | | 半原群 | 12 | 1 | 1 |
| | | 鐘ヶ嶽群 | 3 | 3 | 1 |
| | | 日向群 | 16 | 16 | 4 |
| | 南秋川 | 丹沢湖群 | 9 | 2 | |
| | | K 1群 | 10 | 0【11】 | |
| | | K 4群 | 16 | 6 | 10 |
| | 小計 | | 88 | 35【11】 | 22 |
| | 適正配置とするための群れの縮小 | 西湘 | H群 | 4 | 4(4) |
| | | 丹沢 | 川弟群 | 18 | 0 |
| | | 小計 | | 22 | 4(4) |
| 適正配置とするための群れの除去 | 丹沢 | ダムサイト 分裂群 | 12(注2) | 8 | |
| | | 片原群 | 15(注2) | 6 | |
| | | 鳶尾群 | 3(注2) | 3 | |
| | | 経ヶ岳群 | 14(注2) | 12 | 3 |
| | | 煤ヶ谷群 | 3(注2) | 5 | |
| | | 大山群 | 4(注2) | 6 | |
| | 南秋川 | K 2群 | 30(注2) | 29 | 1 |
| | | K 3群 | 42(注2) | 35(1)【1】 | 5 |
| | | 小計 | | 123 | 104(1)【1】 |
| | 管理困難な群れの除去 | 西湘 | S群 | 4(注2) | 2 |
| | | 小計 | | 4 | 2 |
| その他 | 西湘 | P 1群 | - | 0 | |
| | 小計 | | - | 0 | 0 |
| 合計 | | | 237 | 145(5)【12】 | 34 |
| 加害個体(ハナレ含)捕獲 | | 西湘 | H群 | | 2 |

| | | | | |
|----|-----|--|---|--|
| 丹沢 | ハナレ | | 1 | |
| 丹沢 | 鐘ヶ嶽 | | 1 | |
| 丹沢 | 日向 | | 1 | |
| 丹沢 | 丹沢湖 | | 1 | |
| 小計 | | | 6 | |

注1) 表中()は交通事故数、自然死亡数で外数、【】は上野原市の捕獲数で外数。

注2) 上記頭数の他、令和元年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も個体数調整の対象とした。

令和元年度にはこわな以外の手法で捕獲に取り組んだ群れは以下のとおり。

表2 令和元年度はこわな以外の個体数調整の手法と対象群

| | |
|-------------------------------|---|
| 銃器捕獲 | S群、H群、ダムサイト分裂群、川弟分裂群、川弟群、片原群、鐘ヶ嶽群、経ヶ岳群、煤ヶ谷群、日向群、大山群、K1群、K2群、K3群、K4群 |
| 麻醉銃捕獲 | S群、ダムサイト分裂群、川弟分裂群、片原群、鐘ヶ嶽群、経ヶ岳群、煤ヶ谷群、日向群、大山群、K1群、K2群、K3群、K4群 |
| 囲いわな捕獲 | S群、片原群 |
| I C T わな(多頭捕獲が可能な I C T わな)捕獲 | ダムサイト分裂群、経ヶ岳、煤ヶ谷群、日向群、大山群、K1群、K2群、K3群、K4群 |

(3) 追い上げ

各地域個体群で追い上げ目標エリアに向けて、市町村の実施隊、鳥獣被害防止対策協議会の追い払い隊、地域住民等により追い上げを実施した。

厚木市は専門業者による追い払い・追い上げ指導を受け、群れを除去した地域に隣接群が定着しないよう追い払いを行った。

2 被害防除対策

(1) 集落環境整備

県内各地で集落環境の調査や緩衝帯の整備等が行われるとともに、農作物を早期に収穫することや野菜の残渣を埋設することなど、農地や人家周辺の誘引要因を除去すること等について、市町村等を中心として啓発を行った。

ア 西湘地域

市町では、未収穫農作物や廃棄作物など誘引物の適正な処理の啓発活動を行うとともに、餌付けの禁止の周知に取り組んだ。

イ 丹沢地域

市町村において、農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について啓発を行った。

秦野市、伊勢原市とも、未収穫農作物や廃棄作物の処理に関する啓発活動を継続した。

また、観光客が安易にサルに対しエサを与えないための啓発用看板の設置や誘引物の除去に取り組んだ。

ウ 南秋川地域

相模原市では放棄及び取り残し農作物等誘因物の除去の啓発を行った。

(2) 農地への防護柵の設置

市町村等が、農業者による電気柵等の設置を補助した。

ア 西湘地域

一部の農地でサル用電気柵や防護ネットが設置されているが、普及は進んでいない。JA西湘や市町村にて個人の設置する柵に対する補助を行った。

イ 丹沢地域

令和元年度には、各市町村にて、個人の設置する柵に対する補助を行った。

伊勢原市では鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、農地を囲う侵入防止柵を設置した（比々多地区：2ヶ所、610m 高部屋地区：2ヶ所、530m）。柵を設置した農地に関しては被害の減少がみられたが、未設置の農地に被害が集中しているところもある。なお、伊勢原市では柵を設置した農地についてG I S化を行っている。

ウ 南秋川地域

令和元年度には相模原市にて防護柵設置費用の一部補助を行った。

(3) 追い払い

地域の住民、市町村等が実施主体となり、連携して追い払いを実施した。

一部の市町村では群れの位置情報を住民へ提供する施策を継続した。厚木市(鳶尾、経ヶ岳、煤ヶ谷の3群)や小田原市、秦野市では市ホームページで前日の泊り場等の位置情報を公開した。伊勢原市は希望者に群れの位置情報をメールで提供した。

厚木市と伊勢原市では、両市にまたがり生息する日向群の追い払いを円滑に行うため、追い払い方法などを現地にて調整した。

(4) 加害個体捕獲

加害個体及びハナレザルとして令和2年3月31日現在、西湘地域で2頭、丹沢地域で4頭を認定している。令和元年度は計6頭の加害個体捕獲を行った。

3 生息環境整備

ニホンザルの行動域周辺の地域で、県及び市町村が水源の森林づくり事業等で、ニホンザルの生息環境の改善にも資する人工林の間伐・枝打、植生保護柵設置等の森林整備を行った。

平成30年度の森林整備の実施状況を表3に示す。（令和元年度は集計中。）

表3 ニホンザル行動域周辺での森林整備の実績（平成30年度）

| 大流域名 | 森林整備面積 (ha) | | | |
|-------|--------------------|-----------|-------------|---------|
| | 水源の森林づくり (県確保分) | 県営林 整備 | 承継分収林整 備 | 計 |
| 中津川 | 4.94 | 20.44 | 24.48 | 49.86 |
| 大山・秦野 | 52.80 | | 9.36 | 62.16 |
| 愛川 | 0.70 | | | 0.70 |
| 津久井 | 103.64 | | 11.90 | 115.54 |
| 厚木 | 9.40 | | | 9.40 |
| 清川 | 47.17 | | | 47.17 |
| 宮ヶ瀬湖 | 23.78 | | 13.81 | 37.59 |
| 秦野 | 9.21 | | | 9.21 |
| 丹沢湖 | 82.48 | | | 82.48 |
| 山北 | 172.27 | | 19.90 | 192.17 |
| 小計 | 506.39 | 20.44 | 79.45 | 606.28 |
| 相模原市 | 205.64 | | | 205.64 |
| 小田原市 | | 14.48 | 41.04 | 55.52 |
| 箱根町 | | 19.63 | 12.61 | 32.24 |
| 南足柄市 | 97.84 | | 36.43 | 134.27 |
| 湯河原町 | | | 16.09 | 16.09 |
| 小計 | 303.48 | 34.11 | 106.17 | 443.76 |
| 計 | 809.87 | 54.55 | 185.62 | 1050.04 |

4 モニタリング

令和元年度に県が実施した生息状況調査（群れ数、個体数、行動域）の結果は、次のとおりであった。

(1) 生息状況調査

ア 群れ数、個体数

加害群、加害集団を対象に調査を実施し、確認した群れは計 22 であった。

表4 群れごとの個体数の推移

(単位：頭)

| 地域 個体 群名 | 群れ・ 集団名 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | 備考 |
|----------------|--------------|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| 西湖 | S群 | 24 | 22 | 21 | 20 | 21 | 22 | 25 | 22 | 20 | 18 | 17 | 5 | 2 | |
| | H群 | 43 | 35 | 32 | 33 | 36 | 45 | 45 | 42 | 44 | 47 | 35 | 31 | 27 | |
| | P 1群 | 17 | 17 | 19 | 15 | 13 | 9 | 12 | 13 | 5 | 5 | 5 | 2 | 1 | |
| | T 1群 | 23 | 27 | 26 | 27 | 29 | 31 | 32 | 33 | 34 | 36 | 28 | 28 | 30 | |
| | T 2群 | 4 | 4 | | | | | | | | | | | | |
| | 和田山 集団 | | | | | | | 3 | — | — | 3 | 2 | | | 平成28年度は熱海市からの聴取 平成29年度は確認情報なし 平成29年度までに消滅したものとして扱う |
| 小計 | | 111 | 105 | 98 | 95 | 99 | 110 | 114 | 110 | 106 | 108 | 85 | 66 | 60 | |
| 丹沢 | ダマササ 分裂群 | 46 | 48 | 50 | 29 | 35 | 25 | 19 | 20 | 15 | 20 | 20 | 19 | 6 | 令和元年度は部分カウント |
| | ダマササ群 | 12 | 16 | 12 | 15 | 16 | 16 | 17 | 12 | 12 | 14 | 11 | 14 | 20 | |
| | ダマササ 青山集団 | | | 3 | 1 | | | | | | | | | | 平成22年3月に消滅 |
| | 川弟 分裂群 | | | | | 47 | 51 | 59 | 59 | 64 | 63 | 68 | 60 | 74 | 26 令和元年度は部分カウント。分裂の可能性。 |
| | 川弟群 | 64 | 66 | 79 | 42 | 46 | 56 | 53 | 57 | 56 | 57 | 63 | 67 | 66 | |
| | 半原群 | | | | | | | 20 | 23 | 22 | 36 | 36 | 45 | 31 | 34 |
| | 片原群 | | | | | | 22 | 25 | 31 | 26 | 24 | 16 | 16 | 18 | 12 |
| | 鐘ヶ嶽群 | | | | | | | | | | 26 | 24 | 20 | 24 | |
| | 鳶尾群 | 154 | 118 | 108 | 103 | 107 | 89 | 90 | 92 | 58 | 46 | 42 | 19 | | 平成31年4月に除去が完了し消滅 |
| | 経ヶ岳群 | 88 | 82 | 81 | 68 | 69 | 46 | 45 | 54 | 32 | 39 | 34 | 27 | 11 | |
| | 煤ヶ谷群 | 48 | 63 | 72 | 53 | 54 | 52 | 51 | 47 | 41 | 38 | 47 | 28 | 3 | 令和元年度は厚木市からの聴取 |
| | 日向群 | 47 | 51 | 53 | 54 | 59 | 67 | 65 | 52 | 48 | 38 | 36 | 35 | 32 | |
| | 高森集団 | | | 13 | 7 | 3 | 5 | 3 | 3 | 3 | | | | | 平成27、28年度は伊勢原市から聴取 平成29年度は確認情報なし 平成29年度までに消滅としたものと扱う |
| | 子易群 | - | 10 | 13 | 19 | 20 | 23 | 16 | 13 | 11 | 10 | 10 | | | 平成30年2月に除去が完了し消滅 |
| | 大山群 | 37 | 41 | 44 | 49 | 49 | 50 | 54 | 45 | 49 | 32 | 31 | 14 | 9 | |
| 南秋川 | 丹沢湖群 | 15 | 14 | 22 | 22 | 22 | 25 | 27 | 28 | 24 | 29 | 33 | 28 | 40 | |
| | 小計 | 511 | 512 | 548 | 508 | 553 | 558 | 553 | 535 | 472 | 472 | 472 | 394 | 283 | |
| | K 1群 | 112 | 119 | 110 | 102 | 107 | 107 | 104 | 96 | 91 | 94 | 89 | 79 | 73 | |
| | K 2群 | 72 | 80 | 83 | 89 | 96 | 93 | 87 | 81 | 70 | 65 | 49 | 61 | 29 | 令和元年度は部分カウント |
| | K 3群 | 75 | 75 | 76 | 88 | 99 | 93 | 89 | 74 | 81 | 82 | 83 | 81 | 73 | |
| | K 4群 | 56 | 72 | 76 | 77 | 73 | 56 | 50 | 53 | 45 | 51 | 61 | 47 | 51 | |
| 川井野群 | | | | | | | | | | 81 | 80 | - | 19 | - | 平成29年度、令和元年度は神奈川県側の利用も少なく、個体数カウントが実施できなかった。 |
| | 小計 | 315 | 346 | 345 | 356 | 375 | 349 | 330 | 304 | 368 | 372 | 282 | 287 | 226 | |
| 合計 | | 937 | 963 | 991 | 959 | 1027 | 1017 | 997 | 949 | 946 | 952 | 839 | 747 | 569 | |

イ 行動域調査

加害群について、ラジオ・テレメトリー法及びG P S 発信器により行動域調査を実施した。行動域及び近年の変化は次のとおりであった。

図2 令和元年度加害群の行動域

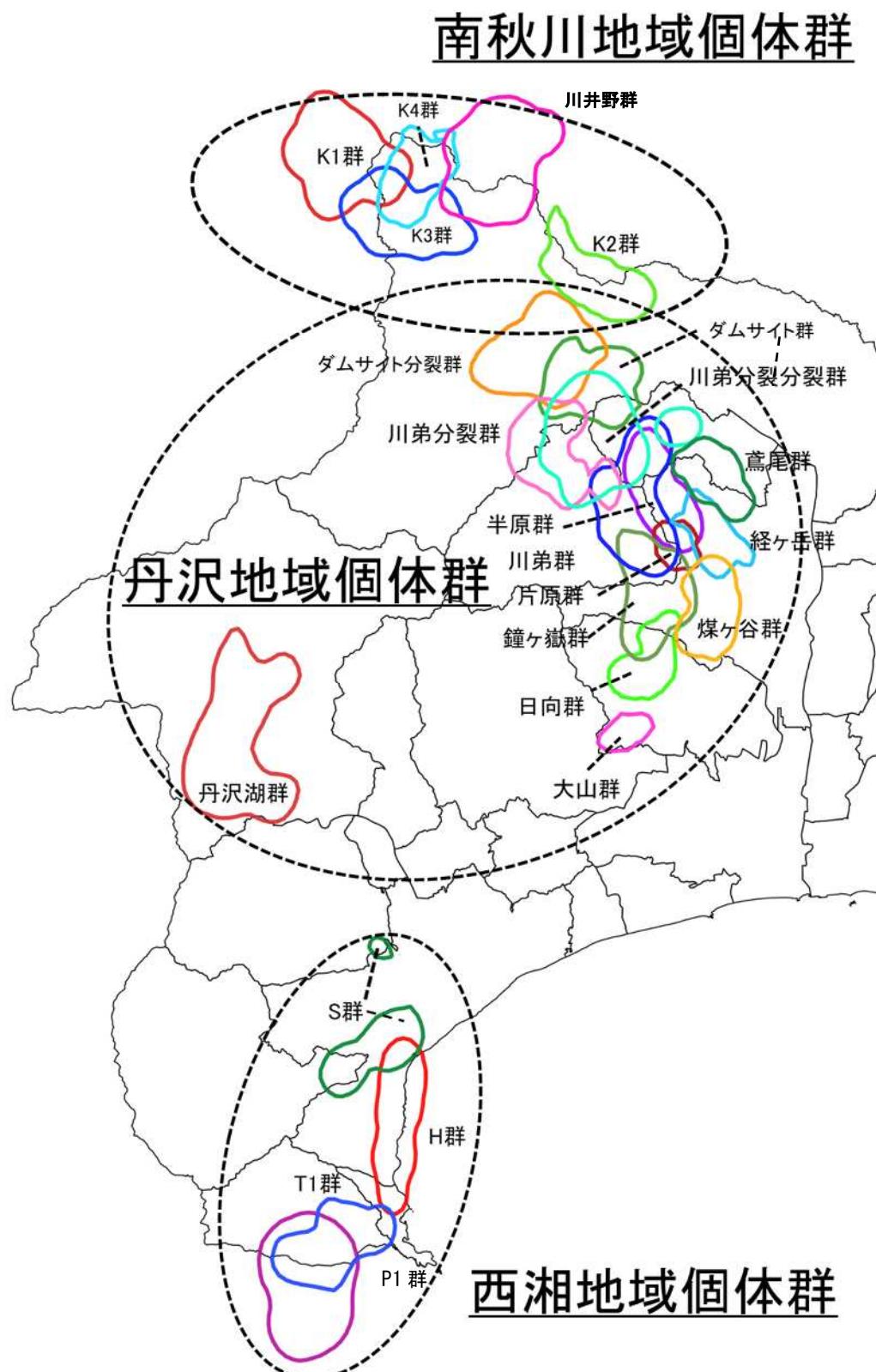


表5 各群れの平成30年度と令和元年度の行動域に関する比較

一部、特筆事項については備考として記入した。

| | 群れ名称 | 傾向 | 備考 |
|-----|-------------|---|-------------------------|
| 西湘 | S群 | 昨年度の行動域とほとんど変わらない。 | |
| | H群 | 昨年度の行動域とほとんど変わらない。冬季の江之浦地区の集中利用は見られなかった。 | |
| | P1群 | 熱海市側での確認が多い。市街地出没の懸念がある。 | 熱海市により発信器装着。 |
| | T1群 | 今年は熱海市側の利用頻度が高まり、やや南西側に行動域が拡大。 | 分派と思われる行動を確認。 |
| 丹沢 | ダムサイト分裂群 | 昨年度と行動域はほとんど変わらない。隣接群との重複は減少。 | |
| | ダムサイト群 | 昨年度と比較し、行動域は集落を含む北側へ拡大。今年度新たに中津川南岸の利用も確認。 | |
| | 川弟B(旧川弟分裂)群 | 昨年度と比較し、行動域は4割弱縮小。分裂群と思われる川弟B1群が確認され、その影響と考えられる。 | 川弟分裂群の分裂群(川弟B1群)が確認された。 |
| | 川弟B1群 | 今年度新たに確認された群れで、旧川弟分裂群の分裂群と思われる。昨年度まで川弟B(旧川弟分裂群)が利用していた宮ヶ瀬湖東岸や愛川町半原の地域をよく利用している。 | |
| | 川弟A(旧川弟)群 | 昨年度と比較し、行動域は南東側に拡大した。近隣群との行動域重複は減少している。 | |
| | 半原群 | 昨年度と行動域は大きく変わらない。行動域面積は半分弱縮小した。 | |
| | 片原群 | 昨年度より行動域がやや北東方向に移動。鐘ヶ嶽群、川弟A群、経ヶ岳群と行動域の一部が重なるが、大きくは重なっていない。 | |
| | 鐘ヶ嶽群 | 昨年度より山間部の利用が増加し、秋季と冬季の行動域も縮小した。隣接する川弟A群、片原群、煤ヶ谷群、日向群と一部の行動域が重複している。 | |
| | 鳩尾群 | 平成31年4月に群れ除去が完了した。 | |
| | 経ヶ岳群 | 昨年度に比べ行動域がやや南下した。半原群とは行動域の重複が見られた。 | |
| | 煤ヶ谷群 | 発信器個体の捕獲により、今年度の行動域変化は不明。 | 残り3頭と予想。 |
| | 日向群 | 行動域が南側に拡大。行動域の北部では鐘ヶ嶽群との重複が見られる。 | |
| | 大山群 | 昨年度と大きな変化は認められなかった。 | |
| | 丹沢湖群 | 昨年度と比べ南東側に行動域が拡大。周年を通じて丹沢湖の南側の利用が多い。 | |
| 南秋川 | K1群 | 昨年度よりも行動域西側の利用(山梨県側)が多く、神奈川県側の利用は減少。 | |
| | K2群 | 行動域面積が昨年度の6割ほどに減少。川井野群とK3群の行動域の間に空白域が見られる。 | |
| | K3群 | 行動域面積は昨年度よりやや拡大したものの大変な変化はなかった。上野原市側の利用増加。 | |
| | K4群 | 昨年度に比べ行動域面積が2倍以上となったが、GPS首輪装着の影響も考えられる。東京都檜原村、山梨県上野原市の利用も確認された。 | |
| | 川井野群 | 行動域の大半は八王子市で、神奈川県側の利用は少ないものの行き来がある。 | |

ウ 捕獲個体分析

個体数調整を行う群れ等について、今後の群れ管理に寄与するため、捕獲個体の身体状況、繁殖状況、栄養状態、被害防除対策、集落環境整備等の対策の効果を把握し、カウント調査等による群れの性年齢別の頭数構成の把握が妥当であるか検証するため個体分析を行った。これらの群れの捕獲個体は原則として研究機関へ搬送し、捕獲個体の外部計測、妊娠、栄養状態の把握及び記録の確認を行った。

個体分析の結果、現場で認識した性年齢と、解剖時に判別した性年齢に違いがある個体が含まれている事例があり、判別を誤った市町村には再発防止のため指導を行った。

表6 個体分析対象個体

(単位：頭)

| 群れ名 性年齢区分 | | K2 | K3 | K4 | 鳶尾 | 経ヶ岳 | 煤ヶ谷 | 日向 | 川弟B | 半原 | 鐘ヶ岳 | 合計 |
|--------------|----|----|----|----|----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|
| アカンボウ | オス | | 6 | | | 1 | 1 | 2 | 1 | | | 11 |
| | メス | | 3 | | | 2 | | | | | | 5 |
| コドモ | オス | 2 | 3 | 1 | | | 1 | 6 | | | | 13 |
| | メス | 1 | 5 | | 1 | 1 | | 3 | 1 | | | 12 |
| ワカモノ | オス | | | | | | | | 1 | | | 1 |
| | メス | | | | | | | | 1 | | | 1 |
| オトナ | オス | 2 | 1 | 2 | | | | | | 1 | 1 | 7 |
| | メス | | 2 | 2 | 2 | 4 | 3 | | 1 | | | 14 |
| 総計 | | 5 | 20 | 5 | 3 | 8 | 5 | 11 | 5 | 1 | 1 | 64 |

| 群れ名 性年齢区分 | | S | H | T1 | 丹沢湖 | 合計 |
|--------------|----|---|---|----|-----|----|
| アカンボウ | オス | | | 1 | | 1 |
| | メス | | | 1 | | 1 |
| コドモ | オス | 1 | | | | |
| | メス | | 2 | 1 | | 4 |
| ワカモノ | オス | | 2 | | | 2 |
| | メス | | | | 1 | 1 |
| オトナ | オス | | | | | 2 |
| | メス | 1 | 1 | | | |
| 総計 | | 2 | 5 | 3 | 1 | 11 |

(2) 被害状況調査

農作物の被害は、増減を繰り返しており一定の傾向は見られない。ただし、十分な補償制度がないことや効果的な対策が実施されないと理由により、被害報告を申告しない農業者が多いなどの課題もある。

ア 農作物被害

農作物被害は、次のとおり発生している。

表7 農作物被害

[上段：被害面積 (ha) 、下段：被害額 (千円)]

| 地域 個体群名 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R 1 (注1) |
|------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|---------------|--------------|----------------|---------------|
| 西湘 | 7.5 8,900 | 2.9 3,738 | 2.8 2,820 | 0.9 2,100 | 0.3 773 | 8.2 3,034 | 0.8 250 | 1.4 3,328 | 0.6 2,069 | 0.75 2,660 | 1.99 4,122 |
| | | | | | | | | | | | |
| 丹沢 | 19.6 20,299 | 26.7 16,586 | 12.8 9,790 | 23.1 26,413 | 16.2 13,554 | 15.7 19,536 | 4.7 4,057 | 4.0 4,961 | 2.2 1,747 | 1.75 6,368 | 2.0 2,716 |
| | | | | | | | | | | | |
| 南秋川 | 0 0 | 0 0 | 0 0 | 0 0 | 0 0 | 1.3 2,638 | 0.2 453 | 0.8 4,100 | 0.7 2,624 | 0.82 1,200 | 0.05 328 |
| | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 27.1 29,198 | 29.6 20,323 | 15.6 12,610 | 24.0 28,513 | 16.5 14,327 | 25.2 25,208 | 5.8 4,759 | 6.2 12,390 | 3.5 6,441 | 3.32 10,228 | 4.04 7,166 |
| | | | | | | | | | | | |

注1) 西湘及び丹沢湖群は令和元年度第3四半期まで、それ以外は令和元年度第2四半期までの速報値。

注2) ハナレザル、オスグループによる被害を含む。

注3) 相模原市分は南秋川地域個体群、山北町分は丹沢地域個体群分に含めた。

注4) 四捨五入により地域個体群の合計と全体の合計が一致しない場合がある。

イ 自家用農作物被害

家庭菜園等の自家用作物の被害は、次のとおり発生している。

表8 自家用農作物の被害面積

(単位: ha)

| 地域 個体群名 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R 1 (速報値) (注1) |
|------------|-------|-------|------|-------|------|------|------|------|------|------|----------------------|
| 西湖 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 丹沢 | 19.16 | 7.97 | 4.80 | 6.74 | 3.49 | 3.81 | 1.14 | 1.86 | 0.74 | 1.16 | 1.08 |
| 南秋川 | 1.88 | 2.72 | 1.46 | 5.52 | 0.52 | 6.07 | 2.52 | 4.20 | 1.65 | 0.92 | 1.73 |
| 合計 | 21.04 | 10.69 | 6.26 | 12.26 | 4.02 | 9.88 | 3.65 | 6.06 | 2.39 | 2.08 | 2.81 |

注1) 令和元年度第2四半期までの速報値。

注2) 自家用農作物の被害とは、家庭菜園等の出荷を目的とせず、自ら消費する作物の被害をいう。

注3) 相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。

注4) 四捨五入により地域個体群の合計と全体の合計が一致しない場合がある。

ウ 生活被害・人身被害

追い払い等の対策を実施しているものの、サルによる生活被害（屋外の物品等の損傷、屋内の物品略奪、人家侵入、生活上の脅威、騒音）や人身被害（傷害、飛びかかる等の威嚇）は、依然として発生している。

表9 生活被害・人身被害

(単位: 件)

| 地域 個体群 名 | 区分 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R 1 (速報値) (注1) |
|----------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------------------|
| 西湖 | 生活被害 | 237 | 247 | 267 | 444 | 428 | 420 | 372 | 412 | 173 | 236 | 234 |
| | 人身被害 | 4 | 1 | 1 | 2 | 9 | 10 | 14 | 5 | 6 | 14 | 13 |
| | 小計 | 241 | 248 | 268 | 446 | 437 | 430 | 386 | 417 | 179 | 250 | 247 |
| 丹沢 | 生活被害 | 194 | 108 | 116 | 196 | 142 | 235 | 310 | 230 | 134 | 80 | 25 |
| | 人身被害 | 11 | 49 | 11 | 6 | 5 | 0 | 2 | 1 | 4 | 12 | 1 |
| | 小計 | 205 | 157 | 127 | 202 | 147 | 235 | 312 | 231 | 138 | 92 | 26 |
| 南秋川 | 生活被害 | 127 | 141 | 61 | 35 | 69 | 65 | 41 | 99 | 56 | 34 | 33 |
| | 人身被害 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 小計 | 127 | 141 | 61 | 36 | 70 | 65 | 41 | 99 | 56 | 34 | 35 |
| 合計 | 生活被害 | 558 | 496 | 444 | 675 | 639 | 720 | 723 | 741 | 363 | 350 | 292 |
| | 人身被害 | 15 | 50 | 12 | 9 | 15 | 10 | 16 | 6 | 10 | 26 | 16 |
| | 小計 | 573 | 546 | 456 | 684 | 654 | 730 | 739 | 747 | 373 | 376 | 308 |

注1) 西湘及び丹沢湖群は令和元年度第3四半期まで、それ以外は令和元年度第2四半期までの速報値

注2) 相模原市分は南秋川地域個体群、山北町分は丹沢地域個体群による被害とした。

5 その他

(1) 広域連携による対策実施の推進

行動域が複数市町村や隣接都県にわたる加害群に対しては、関係機関の連携が有効であることから、関係機関による情報交換を行い、連携した取組みの検討を行った。

東京都、山梨県及び神奈川県域に生息するニホンザルに関する対策会議及び湯河原町及び熱海市を行動域とするニホンザル被害対策連絡会議において、引き続きの情報交換をしていくことで一致した。また、東京都、山梨県及び神奈川県域に生息するニホンザルに関する対策会議に今年度から東京都檜原村も加わった。

表 10 広域的に情報交換を行った事例

| 地域 個体群 | 対象群 | 会議等の名称 | 関係機関 |
|-----------|--------------------------------------|----------------------------------|--|
| 西湘 | T 1群 P 1群 | 湯河原町及び熱海市を行動域とするニホンザル被害対策連絡会議 | 神奈川県：（市町村）湯河原町、（県）県西地域 県政総合センター、自然環境保全課 静岡県：（市町村）熱海市、（県）東部農林事務所、自然保護課 |
| 丹沢 | 大山群 子易群 | 秦野・伊勢原ニホンザル広域対策協議会 | （市町村）秦野市、伊勢原市 (関係団体) JAはだの、JAいせはら |
| 南秋川 | K 1群 K 2群 K 3群 K 4群 川井野群 | 東京都、山梨県及び神奈川県域に生息するニホンザルに関する対策会議 | 神奈川県：（市町村）相模原市、（県）県央地域 県政総合センター、自然環境保全課 山梨県：（県）みどり自然課、 （市町村）上野原市 東京都：（都）食料安全課、農業振興事務所 （市町村）八王子市、檜原村 |

III 令和2年度の事業実施計画

第4次神奈川県ニホンザル管理計画（平成29年3月策定）に基づき、現在確認されている21群に対して、各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理するという考え方により、令和2年度の事業実施計画を次のとおり定める。

1 群れの管理

(1) 群れ管理の計画

地域個体群を安定的に維持しつつ、群れを適正な生息域と規模で管理するため、群れごとの目標頭数、個体数調整の目的、追い上げ目標エリア等を次のとおり定める。

ア 西湘地域個体群

(ア) 全般

地域個体群全体の個体数は近年減少傾向にあり、今後、地域個体群の維持が困難ない可能性があるため、配慮が必要である。一方で個体数に比して被害は大きく、果樹等への農作物被害が発生しており、特に生活被害及び人身被害は大きなものとなっているため、被害の軽減・根絶を図っていく必要がある。

このため、次の事項に重点的に取り組む。

- ・ 人の生活圏への出没頻度の低下及び生活被害と人身被害の未然防止を図るため、追い上げ、個体数調整、被害防除対策を総合的に推進する。
- ・ 住民、市町、県等の連携体制を整備し、住宅地や農地などサルとの棲み分けを図る場所での追い払いを徹底するとともに、計画的な追い上げを実施する。また、令和元年度に実施したH群検討会の結果等も踏まえ、体制や手法について検討し、具体的な対策を実施する。
- ・ 原則として地域個体群の維持を図りながら、群れ管理の一環として、群れの規模の維持又は縮小を図る個体数調整を実施する。
- ・ 隣接県等との情報交換等を通じて、連携を強化する。

【S群に係る管理困難な群れとしての取扱いについて】

小田原市板橋地区を中心に行動するS群については、追い上げや被害防除対策を徹底しても、行動域が住宅地に及び、生活被害が多発し、人身被害が発生するおそれがある。

なお、S群と同様に西湘地域個体群を構成するH群、T1群について、今後の管理の参考とするため、平成29年3月に、各群れの頭数を30頭を目標として管理した場合の存続確率を過年度の出産率と生存率を活用して算出したところ、群れが絶滅する確率は、1万分の1以下となり、S群を除去したとしても、西湘地域個体群の絶滅を危惧する状況には至らないことが判明した。

のことから、S群については、管理困難な群れとして、平成29年度から除去を取り組んでいる。

(イ) 西湘地域個体群の群れ管理計画の概要

西湘地域個体群の各群れの群れ管理計画の概要は次のとおりである。

また、西湘地域個体群について個体数調整、事故・自然死等により個体数の減少が続いているが、群れの加害性は依然として高い状況にあり、地域個体群の維持管理と被害対策について早急な検討を実施する必要がある。

表 11 西湘地域個体群の群れ管理計画の概要

| 群れ名 | 関係市町村 | カウント頭数 (注 1) | カウント後捕獲数等 (注 2) | 各群れの管理の考え方 | 目標頭数 | 個体数調整目的 (R 1) | R 2 捕獲計画数 | 捕獲方法 | 追い上げ先目標エリア |
|-----|----------------------|-----------------|--------------------|--------------------|------|------------------|------------|---|------------|
| S | 小田原市 箱根町 南足柄市 | 2 | 0 | 除去 R 2 (注 4) | 0 | 管理困難な群れの除去 | 2 (注 3) | はこわな 囲いわな くくりわな アライグマ用わな (注 7) 麻醉銃 銃器 | — |
| H | 小田原市 真鶴町 | 27 | 1(2) | 生息域、規模を管理 (注 5) | 25 | 適正配置 群れ縮小 | 2 | はこわな 銃器 | 白銀林道周辺 |
| T 1 | 湯河原町 真鶴町 (注 6) | 30 | 1 | 生息域、規模を管理 | 30 | 適正規模 群れ縮小・維持 | 2 | はこわな | 天照山周辺 |
| P 1 | 湯河原町 (注 6) | 1 | — | 被害地の出没減 | — | — | — | — | — |
| 合計 | | 60 | 2(2) | | 55 | | 6 | | |

注 1) カウント頭数は令和元年度生息状況調査による確認頭数で、西湘地域個体群は令和元年 8 月から 9 月にかけ実施。

注 2) カウント調査後から令和 2 年 3 月末までの捕獲数等で群れ内の加害個体として処分した数を含む。() は交通事故死数または自然死数で外数。

注 3) 令和元年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も個体数調整の対象とする。

注 4) 除去が完了する目標年度。

注 5) S 群が除去された後、その行動域に H 群が侵入しないよう追い払い、防護柵の維持管理を行う。

注 6) 群れの行動域が静岡県にまたがる。

注 7) アライグマ用わなとは、埼玉県が開発したアライグマ専用わなのことで、これをサル用に応用したことである。

イ 丹沢地域個体群

(ア) 全般

丹沢山麓に 12 程度の群れが密集した状態で生息しており、ほとんどの群れの行動域は重複し、追い上げが困難な状態となっていることから、主に「行動域の重複解消と適正な生息域への移動を通じた被害の軽減、根絶」を目指し、次の事項に重点的に取組む。

- ・ 行動域の重なり度合い、追い上げの難しさ、住宅地や農地への依存状況等を踏まえ、適正な群れ配置、群れ数及び各群れの規模を検討し、追い上げ目標エリア等を定める。
- ・ 群れの行動域の重複を解消し、追い上げなどの管理事業を効果的に進めるために、目標頭数を群れ別に定めて個体数調整を実施する。
- ・ 行動域が行政界をまたがる群れについて、隣接市町村の連携による追い上げに取り組む。
- ・ 農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採など誘引要因の除去などによって、出没地点の減少及び被害の未然防止につなげる。

(イ) 丹沢地域個体群の群れ管理計画の概要

丹沢地域個体群の各群れの群れ管理計画の概要は次のとおりである。

表 12 丹沢地域個体群の群れ管理計画の概要

| 群れ名 | 関係市町村 | カウント頭数 (注1) | カウント後 捕獲数等 (注2) | 各群れの管 理の考え方 | 目標頭数 | 個体数 調整目的 (R 2) | R 2 捕獲 計画数 | 捕獲 方法 | 追い上げ先 目標エリア |
|--------------------------------|--------------------|----------------|-----------------------|-------------------|------|----------------------|------------------|--|--|
| ダム サイト 分割 | 相模原市 | 6 | 8 | 除去 R 2 (注4) | 0 | 適正配置 群れ除去 | 全頭 (注3) | はこわな 麻醉銃 銃器 I C T わな | — |
| ダム サイト | 相模原市 愛川町 | 20 | — | 生息域、規 模を管理 | — | 適正規模 群れ縮 小・維持 | 2 | はこわな | 南山方面 |
| 川弟 B 1 (旧川弟 分割分 裂) | 相模原市 愛川町 清川村 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 川弟B (旧川弟 分割) | 相模原市 愛川町 清川村 | 26 | 0 | 生息域、規 模を管理 | 30 | 適正規模 群れ縮 小・維持 | 3 | はこわな 麻醉銃 銃器 | 金沢林道方 面 早戸川林道 方面 |
| 川弟A (旧川 弟) | 愛川町 清川村 | 66 | 0 | 生息域、規 模を管理 | 40 | 適正配置 群れ縮小 | 10 | はこわな 銃器 | 法論堂林道 より北側、 仏果山方面 |
| 半原 | 厚木市 愛川町 | 34 | 1 | 生息域、規 模を管理 | 30 | 適正規模 群れ縮 小・維持 | 5 | はこわな | 経ヶ岳より 北側 |
| 片原 | 厚木市 清川村 | 12 | 3 | 除去 R 2 (注4) | 0 | 適正配置 群れ除去 | 9 (注3) | はこわな 囲いわな 麻醉銃 銃器 | — |
| 鐘ヶ嶽 | 厚木市 清川村 伊勢原市 | 24 | 3 | 生息域、規 模を管理 | 20 | 適正規模 群れ縮 小・維持 | 4 | はこわな | 鐘ヶ嶽～鳥 屋待沢（権 現沢）方面 |
| 経ヶ岳 | 厚木市 | 11 | 6 | 除去 R 2 (注4) | 0 | 適正配置 群れ除去 | 5 (注3) | はこわな I C T わな 麻醉銃 銃器 | — |
| 煤ヶ谷 | 厚木市 伊勢原市 | 3 | 0 | 除去 R 2 (注4) | 0 | 適正配置 群れ除去 | 3 (注3) | はこわな I C T わな 麻醉銃 銃器 | — |
| 日向 | 厚木市 伊勢原市 秦野市 | 32 | 6 | 生息域、規 模を管理 | 25 | 適正規模 群れ縮 小・維持 | 5 | はこわな I C T わな 麻醉銃 銃器 | (長期) 大山 北斜面 (中期) 猪山 作業道 薬師林道 |
| 大山 | 伊勢原市 秦野市 | 9 | 6 | 除去 R 2 (注4) | 0 | 適正配置 群れ除去 | 5 (注3) | はこわな I C T わな くくりわな 麻醉銃 銃器 | — |
| 丹沢湖 | 山北町 | 40 | 3 | 生息域、規 模を管理 | 30 | 適正規模 群れ縮 小・維持 | 7 | はこわな | 大杉山方面 |
| 合計 | | 283 | 36 | | 175 | | 64 | | |

注1) カウント頭数は令和元年度生息状況調査による確認頭数で、丹沢地域個体群は令和元年8月～10月に実施。ダムサイト分割群、川弟分割群は令和元年度部分カウント。なお、川弟分割群はその分割群と思われる集団が確認されており、令和元年度に発信器を装着して追跡を行っており、ここでは川弟B 1群とした。

注2) カウント調査後から令和2年3月末までの捕獲数等で群れ内の加害個体として処分した数含む。()は交通事故死数で外数。

注3) 令和元年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も個体数調整の対象とする。なお、部分カウント等で群れの頭数が不明の場合は確認できる全頭とした。

注4) 除去が完了する目標年度。

ウ 南秋川地域個体群

(ア) 全般

行動域が山間部から住宅地や農地に移動する傾向にあり、農作物被害や生活被害を発生させていることから、主に「住宅地及び農地への出没の半減を通じた被害の軽減、根絶」を目指し、次の事項に重点的に取り組む。

- ・ 隣接都県における群れの状況を踏まえながら、適正な群れの配置、群れ数及び各群れの規模を検討し、追い上げ目標エリア等を定める。
- ・ 事業実施計画に沿って、追い上げ及び追い上げを効果的に進めるための個体数調整を実施する。
- ・ 農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採など誘引要因の除去などによって、出没頻度の低下及び被害の未然防止につなげる。
- ・ 隣接都県との行政界をまたがった群れの管理について、隣接都県との意見交換等を行い、連携を図る。

(イ) 南秋川地域個体群の群れ管理計画の概要

南秋川地域個体群の各群れの群れ管理計画の概要は次のとおりである。

表 13 南秋川地域個体群の群れ管理計画の概要

| 群れ名 | 関係市町村 (注4) | カウント頭数 (注1) | カウント後捕獲数等 (注2) | 各群れの管理の考え方 | 目標頭数 | 個体数調整目的 (R 2) | R 2 捕獲計画数 | 捕獲方法 | 追い上げ先目標エリア |
|-----|---------------|----------------|-------------------|-------------------|------|------------------|------------|-------------------------------|----------------------|
| K 1 | 相模原市 | 73 | 0【6】 | 生息域、規模を管理 | 60 | 適正規模群れ縮小・維持 | 10 | はこわな 麻醉銃 銃器 I C T わな | 県境方面 |
| K 2 | 相模原市 | 29 | 27 | 除去 R 3 (注6) | 0 | 適正配置群れ除去 | 全頭 (注3) | はこわな 麻醉銃 銃器 I C T わな | 小仏山地 (県境方面) |
| K 3 | 相模原市 | 73 | 39【1】 | 除去 R 3 (注6) | 0 | 適正配置群れ除去 | 全頭 (注3) | はこわな 麻醉銃 銃器 I C T わな | 鷹取山～県境方面、澤井（栢谷）～県境方面 |
| K 4 | 相模原市 | 51 | 4 | 生息域、規模を管理 | 30 | 適正規模群れ縮小・維持 | 15 | はこわな 麻醉銃 銃器 I C T わな | 和田峠、陣馬山（県境方面） |
| 川井野 | 相模原市 | — (注5) | — | 県境方面へ 追い上げ | — | 適正規模群れ縮小・維持 | — | | 県境方面 |
| 合計 | | 226 | 70【7】 | | 90 | | 87 | | |

注1) カウント頭数は令和元度生息状況調査による確認頭数で、南秋川地域個体群は令和元年9月に実施。なお、K 2群は部分カウント。

注2) カウント調査後から令和2年3月末までの捕獲数等で群れ内の加害個体として処分した数含む。。【】は上野原市の捕獲数で外数。

注3) 令和元年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も個体数調整の対象とする。なお、部分カウント等で群れの頭数が不明の場合は確認できる全頭とした。

注4) K 1、K 3、K 4群は群れの行動域が山梨県にまたがる。K 2、川井野群は群れの行動域が東京都にまたがる。

注5) 令和元年度は神奈川県側の出没が少なく、また生息域の林道崩落などによりカウントできていない。

注6) 除去が完了する目標年度。

(2) 群れ管理の実施

ア 追い上げ

各地域個体群で追い上げ目標エリアに向けて、群れが移動するまで徹底して追い上げを行う。追い上げは、地域が一体となって組織的に取り組むよう、県と市町村は働きかけ、支援を行う。

追い上げの実施に当たっては、電波発信器等をサルに装着し、群れの位置を把握することにより、効果的な追い上げの実施に努める。追い上げは、煙火、爆竹、銃器（ゴム弾、花火弾）、エアガン、スリングショット（パチンコ）、イヌなどを使用して人に対する恐怖心をサルに植え付けながら、計画的かつ持続的に実施する。

県は市町村等が実施する追い払いや追い上げ活動に対し、追い払い員などへの技術的支援を行う。

イ 個体数調整

(ア) 個体数調整の方針

群れ管理のため、表14のとおり除去の対象である群れ、維持・縮小の対象である群れに区分し、次の方針のとおり個体数調整を実施する。

表14 令和2年度の個体数調整の区分及び対象群

| 区分 | 適正規模とするための群れの縮小・維持 | 適正配置とするための群れの縮小・除去 | | 管理困難な群れの除去 |
|-----|--|---|-------------------------------------|------------|
| | 群れの大規模化による群れの分裂を防ぐため、設定した目標頭数まで群れの個体数を縮小・維持する。 | 【縮小】 追い上げ等対策の効果の向上のため、必要な規模に群れを縮小する。 | 【除去】 群れの適正配置の観点からやむを得ないものとし除去する。 | |
| 対象群 | T 1、ダムサイト、川弟B、半原、鐘ヶ嶽、日向、丹沢湖、K 1、K 4 | H、川弟A | ダムサイト分離、片原、鳶尾、経ヶ岳、煤ヶ谷、大山、K 2、K 3 | S |

○ 除去の対象である群れ

令和元年度ニホンザル生息状況調査における確認頭数に、調査後に出生した個体等を加えた全頭を捕獲可能とするが、除去に至るまでの過程での分裂による被害の拡大が懸念される場合等は、必要に応じて捕獲されたオトナメスの放獣も検討する。

○ 縮小の対象である群れ

表15に記載される頭数を上限とする。なお、オトナメスを捕獲する場合は、原則として群れの中心でないオトナメスの捕獲を行う。また、アカンボウがオトナメスと同時に捕獲された場合は、原則として同時に捕獲されたオトナメスと合わせて、処分又は放獣を行う。

なお、発信器個体は、除去が完了する場合等を除き、原則として放獣する。

表15 令和2年度 群れ別・性年齢別個体数調整対象個体数

個体数：令和元年度ニホンザル生息状況調査の確認頭数。ただし除去群は生息状況調査の確認頭数からカウント後捕獲数を差し引いた頭数を記載した。なお、部分カウントの群れは確認頭数とした。

捕獲計画数：令和元年度の生息状況調査の確認頭数から令和2年3月末までに捕獲等された頭数を差引いた頭数をベースに、群れ構成に応じた捕獲計画数を算出した。

【適正規模とするための群れの縮小】

| | T 1 | | ダムサイト | | 川弟B | | 半原 | |
|--------|-----|-----------|-------|-----------|-----|-----------|-----|-----------|
| | 個体数 | 捕獲 計画数 | 個体数 | 捕獲 計画数 | 個体数 | 捕獲 計画数 | 個体数 | 捕獲 計画数 |
| アカンボウ | 9 | 2 | 4 | 0 | 5 | 3 | 4 | 5 |
| コドモ | 7 | | 4 | | 8 | | 10 | |
| ワカモノオス | 0 | | 0 | | 1 | | 2 | |
| オトナオス | 2 | | 2 | 0 | 1 | 0 | 3 | |
| ワカモノメス | 0 | | 2 | | 1 | | 3 | 0 |
| オトナメス | 12 | | 6 | | 10 | | 11 | |
| オトナ不明 | - | | 1 | - | - | - | - | |
| ワカモノ不明 | - | | 1 | | - | | - | |
| 性年齢不明 | - | | - | | - | | 1 | |
| 合計 | 30 | 2 | 20 | 2 | 26 | 3 | 34 | 5 |

| | 鐘ヶ嶽 | | 日向 | | 丹沢湖 | | K 1 | |
|--------|-----|-----------|-----|-----------|-----|-----------|-----|-----------|
| | 個体数 | 捕獲 計画数 | 個体数 | 捕獲 計画数 | 個体数 | 捕獲 計画数 | 個体数 | 捕獲 計画数 |
| アカンボウ | 7 | 4 | 10 | 3 | 7 | 6 | 11 | 7 |
| コドモ | 6 | | 2 | | 8 | | 28 | |
| ワカモノオス | 0 | | 0 | | 1 | | 3 | |
| オトナオス | 1 | | 2 | | 6 | | 5 | |
| ワカモノメス | 0 | | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 3 |
| オトナメス | 10 | | 17 | | 2 | | 23 | |
| オトナ不明 | - | - | 1 | - | - | - | - | |
| ワカモノ不明 | - | | - | | 4 | | 1 | |
| 合計 | 24 | 4 | 32 | 5 | 40 | 7 | 73 | 10 |

| | K 4 | |
|--------|-----|-----------|
| | 個体数 | 捕獲 計画数 |
| アカンボウ | 11 | 13 |
| コドモ | 14 | |
| ワカモノオス | 0 | |
| オトナオス | 3 | |
| ワカモノメス | 1 | 2 |
| オトナメス | 18 | |
| ワカモノ不明 | 4 | - |
| 合計 | 51 | 15 |

【適正配置とするための群れの縮小】

| | H | | 川弟A | |
|--------|-----|-----------|-----|-----------|
| | 個体数 | 捕獲 計画数 | 個体数 | 捕獲 計画数 |
| アカンボウ | 8 | 1 | 5 | 8 |
| コドモ | 5 | | 28 | |
| ワカモノオス | 0 | 1 | 2 | 2 |
| オトナオス | 1 | | 5 | |
| ワカモノメス | 0 | 0 | 4 | - |
| オトナメス | 11 | | 11 | |
| オトナ不明 | 1 | - | 1 | - |
| ワカモノ不明 | 1 | | 7 | |
| 性年齢不明 | - | | 3 | |
| 合計 | 27 | 2 | 66 | 10 |

【適正配置とするための群れの除去】

| | タムサキ分裂 | | 片原 | | 経ヶ岳 | |
|----|--------|-----------|-----|-----------|-----|-----------|
| | 個体数 | 捕獲 計画数 | 個体数 | 捕獲 計画数 | 個体数 | 捕獲 計画数 |
| 合計 | 6 | 全頭(注) | 9 | 9(注) | 5 | 5(注) |

注) 上記の頭数の他、令和元年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も対象とする。

| | 煤ヶ谷 | | 大山 | | K 2 | | K 3 | |
|----|-----|-----------|------|-----------|-----|-----------|-----|-----------|
| | 個体数 | 捕獲 計画数 | 個体数 | 捕獲 計画数 | 個体数 | 捕獲 計画数 | 個体数 | 捕獲 計画数 |
| 合計 | 3 | 3(注) | 3(注) | 5 | 29 | 全頭(注) | 33 | 全頭(注) |

注) 令和元年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も対象とする。

【管理困難な群れの除去】

| S | |
|-----|-----------|
| 個体数 | 捕獲 計画数 |
| 合計 | 2 |
| | 2(注) |

注) 令和元年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も対象とする。

(イ) 個体数調整の方法

原則としてはこわな又は囲いわなを用いて実施し、はこわな又は囲いわなでの捕獲が困難な場合は、他の捕獲方法により実施する。

なお、新たに銃器捕獲に取り組む市町村は、具体的な手法を県と調整しながら実施する。

(ウ) はこわな以外の個体数調整の手法を計画する対象群について

令和2年度に銃器捕獲、麻醉銃捕獲、囲いわなによる捕獲、ICTわな捕獲を計画している群れは以下のとおりである。

表16 令和2年度はこわな以外の個体数調整の手法を計画している対象群

| | |
|---------|--|
| 銃器捕獲 | S群、H群、ダムサイト分裂群、川弟B群、川弟A群、片原群、経ヶ岳群、煤ヶ谷群、日向群、大山群、K1群、K2群、K3群、K4群 |
| 麻醉銃捕獲 | S群、ダムサイト分裂群、川弟B群、片原群、経ヶ岳群、煤ヶ谷群、日向群、大山群、K1群、K2群、K3群、K4群 |
| 囲いわな捕獲 | S群、片原群 |
| ICTわな捕獲 | ダムサイト分裂群、経ヶ岳群、煤ヶ谷群、日向群、大山群、K1群、K2群、K3群、K4群 |
| その他 | アライグマ用わな：S群 くくりわな：S群、大山群 |

(エ) 捕獲個体の取扱い

捕獲個体の取扱いについては、次の事項に留意する。

なお、県が指定する捕獲個体については原則として捕獲個体分析の対象とするため、県が示す送付先に送付する。それ以外の捕獲個体については山野に放置することなく適正に処理する。

- a 捕獲許可を受けていない個体が捕獲された場合は、元の生息地に放棄する。放棄の際には、必要に応じて人の声や煙火などで刺激や痛みを感じさせる条件付けによって人への警戒心を持つことを学習させた上で放棄（学習放棄）を行う。
- b はこわな又は囲いわなにより捕獲した個体は、麻醉薬の投与や銃器による止めさしだできる限り苦痛を与えない方法により殺処分し、実験動物としての利用はしない。

2 被害防除対策

(1) 集落環境整備

サルが近づきにくい環境をつくるために、農地周辺では、山林と農地の間の雑木、藪、雑草などの刈り払いを行い、農地の野菜や果実の取り残しや放棄果樹、廃棄果実については、全て収穫するか廃果を埋めるなど適正な処分を行う必要がある。人家周辺では、屋外に生ごみを放置しないことや、庭先の果実の収穫、商店の食料品管理などを徹底する必要がある。

こうした集落環境整備が地域主体で行われるよう、市町村、県及び農業者団体等は、集落の状態を地図化して地域で共有する集落環境調査や、調査に基づいて行われる集落環境整備の計画づくりと実行を支援する。

地図化の一環として、県は市町村にフリーのG I SソフトであるQ G I Sと基盤となる地図データセットを提供し、令和元年度から被害や対策の状況についてG I S化を始めている。

(2) 農地への防護柵の設置

県及び市町村は、農業者団体と連携し、農業者等がサル対策として効果がある電気を使用した防護柵（電気柵）やネット等で上面も覆った防護柵を設置することを、その効果や成功事例の普及などを通じて促進するとともに、設置された防護柵の管理の徹底を農業者等に働きかける。

(3) 広域防護柵の設置

人の生活圏と森林の境界部へ広域防護柵として電気柵を設置し、被害軽減と棲み分けを図る。

市町村は、農業者団体と連携し、広域防護柵を地形、農地の状況など地域の実情に合わせ必要に応じて設置し、県は設置に際して技術的、財政的な支援を行う。

また、広域防護柵の効果を持続させるため、定期的に下草の除去を行うなど、適切な維持管理が必要であり、市町村は、住民、農業者などによる維持管理を促進する。

(4) 追い払い

農地、住宅地等に出没する群れや個体に対しては、住民を中心に地域が主体となった追い払いを実施し、県及び市町村は、地域の取組みを支援する。

追い払いの実施に備えて事前に地域周辺を調査し、予め追い払う方向を定めておく。

(5) 加害個体捕獲

群れの中の特定の個体が、人家侵入や人への威嚇行動をとるなど人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には、加害個体として特定、捕獲し、原則として殺処分とする。ただし、群れ管理に影響が生じる可能性がある場合は、学習放逐等の対応も可能とする。

また、群れから離れたハナレザル又はオスグループについては、農作物被害・生活被害を繰り返し起こし、追い払いを実施しても被害が防止できない場合には捕獲する。

加害個体及びハナレザル等の捕獲は、はこわな又は銃器、麻醉銃を用いて行い、捕獲個体の取扱いについては、「P22（エ）捕獲個体の取扱い」を準用するものとする。

加害個体等の捕獲は、市町村が県の許可を受けて実施する。

3 生息環境整備

人の生活圏とサルの行動域の重複を解消し、棲み分けを図っていくために、人工林の間伐や混交林化を進め、林床植生の回復や広葉樹の生育を図ることを通じて、サルを含む野生動物の山間部における生息環境整備を進める。

(1) 水源の森林づくり事業

ニホンザルの行動域及び追い上げ目標エリア周辺の水源林において、水源かん養機能の維持、増進を目的として、ニホンザルの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、植生保護柵設置等の森林整備を行い、林床植生の回復、混交林化等を図る。

(2) 県営林整備事業

ニホンザルの行動域及び追い上げ目標エリア周辺の県営林において、第12次神奈川県県営林経営計画に基づいて、ニホンザルの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、土壤保全工等の森林整備を行い、林床植生の回復を図る。

(3) 市町村による森林整備の事業

ニホンザルの行動域及び追い上げ目標エリア周辺で、市町村は、ニホンザルの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、土壤保全工等の森林整備を行う。

4 モニタリング

県は、市町村などの協力を得ながら、モニタリングを実施する。モニタリング結果は、管理事業の効果検証、計画や事業の見直しの検討に活用するとともに、関係者と情報共有し、地域の対策等の検討にも役立てる。

(1) 生息状況調査

県は、地域個体群の群れ数、個体数、行動域、食性、分派の有無などの調査を実施し、生息状況を把握、評価するとともに、出没地点や頻度、被害状況などから群れの特性を把握し、対策の効果の評価や対策の優先順位の検討に活用する。

また、県は、市町村などの協力を得ながら、個体数調整により捕獲された個体及びその他の要因による死亡個体の情報把握と計測・記録等を行い、個体数調整等の的確な実施と検証に活用する。

○ カウント調査

県内に主な行動域がある加害群について、雌雄・成幼獣別に個体数を把握するためのカウント調査を行う。

○ 行動域調査

各加害群を対象として、発信器を用いて行動域を把握する行動域調査を行う。

○ 捕獲個体分析

市町村などの協力を得ながら、個体数調整により捕獲された個体及びその他の要因による死亡個体のうちメスを対象として、情報把握と計測・記録等今後の被害防止対策の効果を検証するため、捕獲個体分析を行う。

(2) 被害状況調査

市町村は、農業者、農業者団体などの協力を得て農作物などの被害額、被害面積などの情報を収集して県に報告し、県は、報告された被害状況を取りまとめ、市町村等への情報提供やホームページでの公表を行う。加えて、報告内容を分析し、地域の取組みに活用できるよ

うフィードバックを行う。なお、報告の方法については、農業者等が報告しやすくなるよう市町村や農業者団体等と協力して検討する。

また、市町村は、県と連携して住宅地や農地等の被害が発生する地域でのサルの出没地点や被害の取りまとめ等を行うことで、被害状況を集落単位で把握し、収集した情報をもとに地域の実情に即した被害防除対策を実施する。

(3) 対策状況調査

市町村は、関係機関の協力を得ながら、群れ管理、被害防除対策、生息環境整備などの対策の状況を把握し、県は対策状況を取りまとめ、集落単位で被害状況と対策状況を合わせて地図化する。

(4) 調査結果の分析

県は、(1)～(3)による調査結果等の情報を集約・分析し、分析の結果をもとに、出没の増減や被害の状況等に基づき、神奈川県鳥獣総合対策協議会における専門的見地からの検討等を通して、対策効果の検証・評価を行い、計画及び事業の見直しや地域の関係者等へ向けた情報提供・普及啓発などに活用する。

5 その他

(1) 広域連携による対策実施の推進

サルの生息域は東京都、山梨県、静岡県にもまたがることから、これらの都県及び隣接する市町村と情報交換会等を開催し、生息状況、被害状況等について情報交換するとともに、各都県・市町村における対策の考え方や実施結果等について情報共有を図る。

- 山静神東ニホンジカ・ニホンザル等情報交換会
- 湯河原町及び熱海市を行動域とするニホンザル被害対策連絡会議
- 東京都、山梨県、神奈川県域に生息するニホンザルに関する対策会議

(2) 第5次計画に向けた検討

県は第4次計画の中間年にあたる令和元年度に取りまとめた課題や地域の要望、今後の方針等について、学識等の意見も参考にしつつ、市町村等と協力し、5次計画に向けた群れごとの目標等について再考する。



神奈川県

環境農政局緑政部自然環境保全課

横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話 045(210)1111 (代表)